

経済活性化ワーキンググループ（第3回） 議事概要

1. 日時：平成24年11月15日（木）13:00～15:06
2. 場所：中央合同庁舎第4号館1階全省庁共用123会議室
3. 出席者：
 - （委員）大室康一（委員長代理）、佐久間総一郎（委員会構成員）、秋池玲子、上村敏之、鶴光太郎
 - （政務）藤本副大臣
 - （関係団体）一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本機械輸出組合、一般財団法人安全保障貿易情報センター
 - （各府省）環境省、財務省、金融庁、経済産業省
 - （事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：

（開会）

- （1）関係者ヒアリング（「モノ」・「お金」の動きの活発化）
- （2）意見交換

（閉会）

5. 議事概要：

○中原参事官 それでは、第3回規制・制度改革委員会 経済活性化ワーキンググループを開催いたします。皆様方には、御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、所用により、石黒委員、大崎委員、武井委員が御欠席でございます。

それでは、今後の進行は大室委員長代理にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○大室委員長代理 大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、秋池委員に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思ひます。

○秋池委員 ポストンコンサルティングの秋池でございます。よろしくお願いたします。

○大室委員長代理 それでは、早速ですが、議題に入りたいと思ひます。

前回は「お金」の流れについて、いろいろな御提案がありました。今日は「モノ」の動きの活発化という観点を取り上げたいと思ひます。

まず、アスベスト排出等作業の届出に係る例外規定の運用について、日本経済団体連合会及び関係事業者からプレゼンテーションをいただきます。よろしくお願いたします。

今日は議題が多いものですから、できれば5分程度でお願いします。

○日本経済団体連合会 日本経済団体連合会で規制改革を担当しております常務理事の椋田と申します。本日は、こうした機会をいただきまして、ありがとうございます。

規制改革というのは、民間の創意工夫を生かして、イノベーションを推進する上で大変

重要なもので、特に昨今、財政状況が非常に厳しい中では、成長戦略における規制改革の重要性というのは本当に高まっていると思います。そうした意味から、この経済活性化ワーキンググループの活動に産業界は大変強く期待しております。

日本経済団体連合会では、毎年全会員にアンケートを行って、200件前後の要望を取りまとめておりますが、本日はその中で2件の要望をご説明させていただきます。

1件目は、アスベスト排出等作業の届出の見直しで、これは、正に人命にかかわりかねない大変深刻な問題です。

2件目は、産業廃棄物をグループ会社間で処理する際の許可の不要化です。循環型社会の形成の重要性が叫ばれる中で、残念ながら現在の廃掃法は企業性悪説に立脚した過度な規制となっております。真面目に資源の有効利用やリサイクルに取り組もうとする事業者にとっては大変大きな障害となっております。この代表事例ということで、是非産業界のお声をお聞き取りいただきたいと思います。早速、具体的な要望を要望元の方から説明させていただきます。

○日本経済団体連合会

「特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出に係る例外規定（非常時の緊急作業）の弾力的な運用」を御説明させていただきます。

資料を見ていただきますと、最初に大気汚染防止法第18条の15を書いてございます。こちらは「特定粉じん排出等作業の実施の届出」という条文でございまして、こちらを見ていきますと、特定粉じん作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業の14日前までに届出をしなければならないという条文となっております。その下に例外規定として「ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない」という例外規定があります。

今回、問題提起させていただきたいのは、例えばアスベスト含有保温材に覆われている配管で腐食等により漏えい等が起こった場合、当然原因追及だとか、対策のためにアスベストの保温材をはがすという作業があります。この作業に関しましては、この例外規定が適用されまして、14日前の届出は必要ないということになってございます。

一方で、そのような事例の不具合が起きたときに、当然企業といたしまして、同様の腐食環境にある箇所に関し、水平展開として点検作業を実施しております。しかし、同様の腐食環境にある設備・配管等の点検に関しましては、この例外規定が当たらないということで、点検開始までに14日間を要し、速やかな点検ができないということになってございます。

要望といたしましては、腐食漏えい個所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検を“例外規定”に位置づけていただきたいということでございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

続いて、環境省からも御説明をいただきたいと思います。

○環境省 環境省大気環境課長の大森でございます。よろしくお願いたします。

資料 1 - 2 を御覧いただければと思います。

先ほど日本経済団体連合会からの御説明にもありましたように、大気汚染防止法第 18 条の 15 におきましては、特定粉じん排出等作業を施工しようとする者は、当該作業の開始日の 14 日前までに都道府県知事等に届け出なければならないと定められているとともに、そのただし書きにおきまして、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等の作業を緊急に行う必要がある場合には、この限りではないということ。また、速やかに届け出なければならないということが規定されております。

資料の裏面にもありますように、この関連で平成 9 年 2 月 12 日付けの環境省大気保全局長通知におきまして、その具体的な運用が記載されております。

第 1 の 3 実施の届出について、「緊急に行う必要がある場合」ということで、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合、あるいは建築基準法の規定に基づく特定行政庁の命令であって、当該命令等に伴い特定粉じん排出等作業を 14 日以内に開始しなければならないこととなる場合という例が挙げられています。

なお、こうした特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合でありましても、大気汚染防止法に定める作業基準の順守義務は適用され、作業基準に基づく特定粉じんの飛散防止措置を講じなければなりません。

こうした特定粉じん排出作業を緊急に行う必要として、これは毎年都道府県等からの報告がなされておりますが、平成 22 年度におきましては、震災の影響による外壁や天井部分の落下に伴う石綿の除去、配管からの蒸気や油漏れに伴う配管保温材の撤去、そのような例が確認されております。

災害その他非常事態の発生によるものとして届出のあったもののうち、一部の事例におきましては事後の届出もございましたが、いずれも特定粉じん排出作業の実施前に関係都道府県等にあらかじめ相談がなされたと聞いております。

環境省といたしましては、非常事態後の水平展開による危険要因の解消のため、早期の設備点検を必要とする場合へのただし書きの適用につきましては、従前どおり関係都道府県等に委ねたいと考えておりまして、当該事案が発生した場合には、作業の実施前に所管の都道府県等へ相談をしていただくと共に、作業の実施に当たっては、作業基準の順守をお願いしたいと考えています。

以上です。

○大室委員長代理 今の環境省の御説明に対して何かございますか。

○日本経済団体連合会 実際このような事例が発生した場合、事前に地方の行政部局に説明に行っております。また、このような事例に限らず 14 日間というのはちょっと長過ぎるのではないかという感触を持ってございます。というのは、地方行政との話の中で、届出を受理していただく前に何度か完全な形になるように届出書の調整をしております。調整が終わった後、受領していただけるという形になっておりますので、その後作業開始まで

14日間というのは長いのではないかというイメージがありまして、できればその日にちについても、短くしていただければと考えております。

○大室委員長代理 環境省、どうぞ。

○環境省 その件に関しましては、一律14日ということではなくて、一般には特定粉じん排出等作業の開始の14日以前に届出ということで、大気汚染防止法18条の15で定められているとおりでございますが、非常事態等におきましては、それよりも後、あるいは場合によっては、事後の届出もあります。

ただ、いずれにしましても、事前に都道府県等に御相談いただき、その上で工事を行っていただきたいということでございます。

○大室委員長代理 委員の皆様から御意見はございますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 御説明、ありがとうございました。

1つお聞きしたいのは、届出が事前であることの必要性です。私の理解では、先ほど御説明がありましたように、いずれにしても作業基準は守らなければいけない。作業基準を守っていなければ、多分罰則が何か待っているのだろうということですから、届出の有無に関係なく、その作業基準さえ守っていればいいはずだと思うのです。それをなぜ届け出なければいけないかといえば、多分作業基準がはっきりしていないということにあるのか、そこはよく分かりません。全く届け出ないと、そういう作業をやっているということが分からないので、違反があったかどうか分からないので、処罰もできない。とすれば、それは事後であってもいいはずですよ。

ですから、こういうある合理的な理由がある場合に、なぜ事前に届け出なければいけないのかということについて教えていただければと思います。

○大室委員長代理 どうぞ。

○環境省 佐久間委員が御指摘の点について、回答したいと思います。

まず、届出につきましては、あくまでも届出がない限り、都道府県等は当該建築物あるいは工作物において石綿が使用されていることが把握できません。石綿が飛散することによる健康影響を防止するために、まず把握をしなければならないので、届出を義務付けているわけでございます。

また、14日前という点につきましては、あらかじめどういう作業の内容かということを確認することにより、場合によっては、作業計画の変更等をお願いすることもありますので、その期間として14日前までということをお願いしているわけでございます。

○大室委員長代理 他にございますか。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員 元来の目的は、アスベストが不注意にも飛散することを防止するためなのだと思うのですけれども、今おっしゃいましたとおり、例えば日本経済団体連合会から問題提起のありました通り腐食が見つかってしまったとか、それを14日間置いておくことの方

が危険なような気がいたしまして、先ほどのお話で 14 日前にやるのは作業計画に変更がある場合だということなのでありましたら、作業計画に変更がないと認められる場合はもっと早く許可をしてもよろしいように思いますし、御提案のとおり、例外として何らか認めるという方法もあろうかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

また、この規定が作られましたのは平成 9 年でありまして、それ以降いろいろと IT の環境なども変わってきていて、もっと早く何らか認定等ができるようになっていないかと思しますので、そのあたりも勘案いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○大室委員長代理 今、秋池委員からまとめていただきましたけれども、できれば今の届出の 14 日間の問題についても、当委員会としては環境省に検討していただければと考えておるのですが、いかがでございますか。

○環境省 先ほども申し上げましたように、一律 14 日ということではなくて、既に都道府県等の運用により、平成 22 年度においても、災害その他非常事態の発生によるものとして、それより遅れて届出のあったものが 62 件ございます。その中には事後の届出というのもありまして、実質的には都道府県等の判断で弾力的な運用がなされていると我々は考えております。この件につきましては、自治事務となっておりますことから、やはり都道府県等がその実情に応じて対応することが望ましいと考えております。

○大室委員長代理 別に環境省では検討しないということではないでしょう。検討はしてもらえるのでしょうか。

○環境省 現状としてそういう弾力的な対応がなされているということでございます。

○大室委員長代理 分かりました。

○日本経済団体連合会 少しばらつきがありますので、できれば通達等で都道府県の方へこういうことを通達していただければと願っております。

○大室委員長代理 事務局どうぞ。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 今のお話をお聞きすると、既に自治事務だという話ですけれども、先ほど秋池委員から御指摘のあったところを解釈すれば、この漏えいした箇所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検については、「その他非常の事態」というところで読み取れるということではないわけですか。今おっしゃられたことは、それは都道府県の自治事務だから、そういうのは都道府県の解釈によるということなのですか。

○環境省 一義的には都道府県等の判断ということですが、大切なことは、そういう非常事態時においても、アスベストの飛散が起こらないように必要な対策を取るということで、その観点から適切と判断されれば、そのような運用がなされると考えております。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 念のために御確認させていただきたいのですけれども、ということは、配管の腐食で漏えいした箇所と同様の腐食環境にあつて、これは緊急の措置が必要だと認められるものについては、その他非常の事態の発生ということで読み取れると解釈していいわけですね。

○環境省 こういった工事の場合、石綿の使用状況とか工事の状況は様々でございますの

で、そこは一律に認めるとか認められないとかということを申し上げるのは難しく、そのときの状況に応じて判断をさせていただくということになろうかと思えます。

○熊谷規制・制度改革担当事務局長 正にその一律の環境で押し量れない同様の腐食環境にあって、緊急の対応が求められるというところでこの要望が出てきていると理解しているのですね。そのところの御対応を願いたいということなのです。

ですので、そのことについても、このただし書きのところにある「その他非常の事態」というところに当てはまるということであれば、そのように変えていただきたいですし、それはあくまで都道府県のそれぞれの自治事務の範囲、運用の範囲で認められるものだけということであれば、是非御周知をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○環境省 都道府県等に対して周知をすること自体はやぶさかではありませんが、實際上、先ほども申し上げましたように、各都道府県等におきまして、その状況に応じた弾力的な対応がなされていると伺っておりますので、そういう点も踏まえまして、都道府県等に対して再度周知をかけるということは可能と考えております。

○大室委員長代理 周知をかけるということですね。

○環境省 先ほども申し上げましたように、状況に応じてということですから、その内容をあらかじめ都道府県等に御相談いただいた上で判断してもらおうということなのです。

○大室委員長代理 ですから相談をするにしても、緊急事態と認めるという話を周知するということですか。

○環境省 そういうことです。

○大室委員長代理 よろしいですか。

では、そういう意味で周知していただくという形で検討してください。よろしく願います。

藤本副大臣にお越しいただきましたので、一言お願いします。

○藤本副大臣 皆様方には、大変お忙しいところありがとうございます。

なかなかいろいろな日程がばたばたしておりまして、大変失礼いたしました。

本来であれば、冒頭から最後までと思っておるのですが、いろいろな状況がありまして、また途中退席をさせていただくことがあろうかと思いますが、その点は是非御容赦いただきたいと思えます。

規制・制度改革というのは、我々も何度も何度も申し上げていることではありますが、財政出動をしなくても大きく経済活性化に役立つことというのは多々あります。それと同時に、もう時代に合わない、10年前は機能していたけれども、もう機能していないというものも多々ありますし、海外との比較においても、日本だけが例えば規制なり制度を後生大事に守り続けるということになってくると、このグローバル化の中で競争力もつかなくなってしまうということもあろうかと思えますので、多角的な視点で御議論いただければと思います。どうぞよろしく願います。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

(説明者交替)

○大室委員長代理 それでは、次の議題に参りたいと思います。

○日本経済団体連合会 本日はこのような場をいただきまして、どうもありがとうございます。JFE スチールの沼田でございます。鉄鋼連盟を代表して、資料2-2「企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認」について説明させていただきます。

1 ページ、現在の制度でございますが、近年、企業経営効率化の観点から、企業組織を分社化したり、資本グループ化が進んだりしておりますが、同一グループ内であっても法人格が異なる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という視点では全く別の個々の会社とみなして、親子間であっても廃棄物リサイクルなどを行う場合には、有価物として流通させていない場合には、廃棄物処理業の許可、処理委託契約、マニフェスト管理という廃掃法上の様々な規制がございます。

2 ページ、要望の内容でございますが、企業グループの中であれば産業廃棄物に係る自ら処理をもう少しやりやすくしていただきたいというものでございます。

鉄鋼業界の要望としましては、親子間で製造プロセスがいろいろ異なったりしますので、特に子会社で発生するダストとかスラッジは、子会社ではそのプロセスの制約で原料として利用できない場合でも、親会社では原料として利用可能な場合がございます。また逆のケースもございます。このような場合には、その発生物の有価性を問わず親会社、子会社間で発生物の有効利用を認めていただきたいという要望でございます。

3 ページ、鉄鋼業の代表的な廃棄物の処理の流れを示してございます。

高炉製鉄所ではコークス工場、焼結工場という原料処理工程、鉄鉱石を還元する高炉、その他さらに製錬する電炉、あと凝固して圧延していくという工場がございます。その過程でダストやスケールが発生してございますが、製鉄所の中ではそれぞれの発生物に対して、その発生物の持つ鉄分の含有量等を市況の鉄鉱石の価格や、スクラップの価格等々から勘案して適正な価格をつけて、原料として再使用するということを実施しております。

片や電炉製鉄所でございますが、電炉の場合には電気炉とその後の凝固圧延工程という比較的単純なプロセスでございますので、そこから同じようなダストやスラッジが発生いたしますが、所内でリサイクルすることがプロセス上難しいという現状がございます。

4 ページ、このようなケースでこれを廃棄物処理ではなく、親子間の資源循環として認めていただけますと、これの有価性に関係なく、例えば電炉で発生したダストを製鉄所が製造設備として持っております脱亜鉛設備を使って原料にすることや、下工程から発生するスラッジなどを製鉄所のスラッジや鉄鉱石などと混合して、原料の成分を調整した上で焼結工場の方で原料として使って鉄源に再利用するということが可能となります。

現状では、例えば製造設備は、廃棄物処理の施設の許可業の許可をとっておりませんので、子会社から親会社への発生物の移転ができないということになります。もしも移転するのなら買い取ることになるのですが、その成分、輸送費等々を考えると、現状有価物として取り扱うことが難しいということでございます。

5 ページ、レアケースではございますが、この電炉製鉄所というのは、高炉のある工場に比べますと非常に規模が小さくなります。そうしますと、それぞれの単一工場でのダストなどの発生量も比較的少なくなりますので、リサイクル設備を導入するには自社だけでは採算がとれないということがございます。これもグループ間で認めていただければ、資源循環の推進に貢献できるのではないかと考えています。

また、外部へ委託するよりも非常に処理コストが下がることも期待されますので、昨今、電気料金の値上げ等々で電炉事業者が非常に困っておりますので、その製造コストを下げるという観点でも、こういう廃棄物や発生物の処理コスト低減が寄与できるので、是非このグループ間での資源循環を認めていただきたいものでございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

それでは、企業グループでの産業廃棄物処理の自ら処理の可否の許可制度について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部からプレゼンをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○環境省 環境省で産業廃棄物課長を務めております廣木と申します。よろしく願いします。

資料 2-1 をおめくりいただきたいと思っております。廃棄物処理に関する法律の話の先にさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、もともと廃棄物というのは衛生の観点から、市町村の方で処理責任を持つというのが従来一般的だったわけですけれども、ちょうど高度経済成長に伴いまして、事業活動、生産活動に伴って生じる廃棄物というのは非常に大きな問題だと。これに関しましては、とてもではないけれども市町村の衛生の観点で処理をするということではできないという観点で、産業廃棄物というカテゴリーを昭和 45 年に制定をしまして、産業廃棄物については排出事業者が自ら処理責任を負う。その上で、自ら処理できないものにつきましては、産業廃棄物処理業者によって処理をするという体系を築いたというところでございます。

2 ページ、廃棄物処理の場合は、通常の有価物の売買契約と大きく違うところがありまして、通常の有価物の場合には、代金を払ったときに実際に物が手元に来ます。実際、手元に来た物を確認して、それが代金に見合うものであるかどうかということが確認できるという体系になっているわけでございますけれども、廃棄物処理の場合には、お金を払うからこの廃棄物を処理してくださいということでありまして、そうすると、処理を依頼する方は、廃棄物が実際どうやって処理されているかということが一義的に確認できないということになります。ですから、その場合、本当に悪い業者に当たると、集めるだけでもうかってしまう。それで不適正処理や不法投棄に陥りやすいということになりました。やはりこういう構造から、特に昭和から平成の初めぐらいにかけて、どんどん不法投棄というのが増加していて、10 年前ぐらいまでものすごく大問題の中で、後に出てきますが、香川県の豊島ですとか、青森・岩手県境の廃棄物不適正事業という大規模な不適正処理の事案

というものが出てきたとか、そういうことが現実になっているわけです。

ですから、そういった観点で廃棄物処理法の中できちんと廃棄物を処理する業者については、きちんと許可を得た上で責任を負わせるという体系をこれまで築いてまいりました。つまり、許可制度もそうですし、構造基準、立入検査等々ということで課してきたわけでございます。

3 ページ、許可制度の趣旨ということでございますけれども、そもそも業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、実際にそれが適格である者、産業廃棄物処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ処理を行うことができるということで、その不適正処理を未然に防止するという体系を築いてまいりました。

それを許可するに当たっては、1 つは、実際に必要な施設・能力を有していることもそうですし、あとは欠格要件ということで、かなり厳しい要件を課してございます。法人等々は、例えば禁固以上の刑に処せられてから5年を経過しないとか、様々な法違反によって5年を経過しない者とか、暴力団員でないこととか、様々な要件がございます。こういったものを審査した上でやっている。逆に言えば、これぐらい厳しいものを課さなければ、なかなか廃棄物処理というのは今まで適正に行われてこなかったということで、本当にこの20年ぐらいの間はそういった規制強化をせざるを得ない状況になってきた。そのおかげをもちまして、廃棄物不法投棄事案というのは、10年前に比べると大分減少してきていますけれども、ただ依然としてなくなっていないということがございます。ですから、引き続きこういった厳しい規定を課さなければならないという状況が続いているという趣旨に御覧いただければと思います。

4 ページ、不適正処理の事例の有名な話として、香川県豊島がございまして。この豊島というのは、もともと有価物だという名目のもとに様々なシュレッダーダストとか、廃油とか、汚泥とか、そういった産業廃棄物が大量に持ち込まれて不法投棄されたということで、これはちょうど10年弱前から行政代執行によって不法投棄の処理はされているわけでございますけれども、10年経ってもいまだに処理が終わらない。私も実際にその現場を見ましたが、掘れども掘れども廃棄物が出てくるという状況で、周りの環境は随分良くなりましたが、まだそんな格好で処理が続いている状況でございます。

5 ページの青森・岩手県境の話も有名な事案でございますけれども、これも10年経ってもなかなか完全には解決していない。この場合も、もともと廃棄物処理を担当していた業者がつぶれてしまったということもあって、原因追及をしたのですが、その原因追及も捨てられているものから証拠となるものを探しながら追及をやってきたのですが、それでもやはり追及し切れない部分がございます。そのようなことをしながら不適正処理の原状回復を進めてきたということがございます。

6 ページからが御要望の趣旨にどう対応するかという話でございます。

最初のところは原則論を書いてございまして、基本的に今のような産業廃棄物の性質を考えますと、やはり事業者任せしているとぞんざいに扱われることと、先ほども申し上げ

ましたように、廃棄物処理を委託するというのは、お金の流れと物の流れが一緒になるということもありますので、不適正処理を行いやすいインセンティブが働くということから、そこは厳しく審査して、その上で初めて許可を取るという体系を一般にとらざるを得ない。ですから、通常の優良にやっている事業者なら問題ないと言えるかもしれませんが、廃棄物の世界においては、やはり悪い業者が出やすいという問題を構造的に抱えているということがありますので、そういう門戸を開くことになってしまっただけではいけないということがまずございます。

7ページ、もう一つポイントになってきますのは、一番典型的なのは、もともと同一であった会社が分社化をしました。これまで自ら処理ということで認められていたのに、そういったものに対して別個の法人主体になったから、例えば業の許可をとれというのはけしからんではないかというのは、我々も非常に理解しているところでございます。やはり問題になってきますのは、先ほど申し上げたように、普通の会社なら問題なくても、この世界というのは非常に悪意のある者が出やすい構造になっておりまして、例えば悪意のある親会社が子会社を作った。子会社に廃棄物の不法投棄を行わせた。その場合、何か発覚したときに、子会社が悪いのですということで切れるという世界も実はあるということなのです。ですから、そういったことにならないようにする工夫というのをしなければならぬと考えておりまして、その場合、どこまでが親会社でどこまでが子会社なのかとか、グループ企業はどこまでを範囲にするかというところで、その場合どういうふうに責任を負わせるか。行政処分といっても、どこまで負わせるのかというところはなかなか難しいという観点で、現状ではこういったものについて、大変お手間をとらせて申し訳ないけれども、原則に沿って廃棄物処理業の許可をとった上で処理施設としての認可を得て欲しい。

実際、処理業の許可を取る場合、多少手間がかかるのは当然承知しておりますけれども、やはりそういったことでやっていかないと、地元の方々、自治体の方々、住民の方々でもなかなか安心できないということがありますので、そこはいろいろお願いをしながらやっているところでございます。

御要望の趣旨は、かねてから伺っておるところでございますし、我々も何とかできないかということで、今までも検討はしているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような、正にどこまで責任を負わせることができるのか、親会社、子会社といっても、どういうものであれば本当にそれが通用できるのかというところはなかなか難しいというのが法学者の方ともいろいろ話をした結論でございます。ただ、御要望の趣旨を踏まえてどこまで検討できるかというのは、引き続きやらなければならないと思っておりますけれども、今、申し上げたような問題点がございまして、そう簡単にはいかないというのが現状でございます。

説明は以上でございます。

○大室委員長代理 ただいまの御説明あるいは資料に御意見がありましたら、どうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、非常に難しいというお話がありました。そういう考え方もあるかもしれませんが、ある場面を想定すれば、はっきり言って難しくないと思います。

先ほど鉄鋼の例があったので、誤解なきように一言申し上げておきますと、私も委員ですが、鉄鋼業の者です。別にこの問題は鉄鋼業特有の問題では全くありません。逆に、鉄鋼業以外の方にとって多分この問題は大きい。

私が先日挙げた例は、ある非常に有名な家庭用品、洗剤を作っておられる非常に優良な会社で、その会社は製造会社と販売会社が別になっている。これはよくある話で、製造会社を作り、それを販売会社が売った。それでクレームが来た、もしくは何か欠陥があったということで回収しましたというときに、販売子会社というのをどうしましょうかというところ、今は業者に委託して処理をしている。ところが、本来は親会社に戻せば、親会社で有効利用ができる部分があって、排出量が減る、コストも下がるということなのですが、親会社は自ら処理はできますが、処理は免許を持っていないのでできない。つまり、自分が作ったものを一旦子会社に渡し、それに関してクレームが来たものをもう一回戻そうと思っても処理することができないというケースです。

今の例を使いますと、ここで言っている集めるだけでもうかってしまうという構造は全くないわけです。つまり、自ら作ったものについての何割かが戻ってくる。そんなものを集めたいと思っているメーカーなどはないわけです。つまり、クレームを出して文句を言われたい、それでもうかるからいいなんて思っている話は全くありませんので、あるそういう限定をかければ、集めるだけでもうかってしまうという構造は全くない。

さらに言えば、そもそも自ら処理は認めているということなのです。これは当たり前の原則だと思います。悪意という話になると、自ら処理で悪意の人はどうしようもないということでもあるので、その親子間で悪意がある場合にだけ責任逃れがあるわけではなく、要は全てのことに於いてあるわけです。

ですから、この一般的な子会社という構造を使って悪意ある行為を逃れようとするのと、今、日本経済団体連合会が言われた内容というのは基本的に違う話だと思います。多分それは制度の作り方によっては切り分けられると思います。ましてや、それがここで言っている親子連結子会社間や持分適用ということになれば、これはほぼ一体ということですので、責任という点でも逃れられない。その辺も、ある意味では議論があるならば、ここはもう少し議論してもいいと思いますが、基本的に一般的に悪意ある人間が子会社を使って悪いことをするから、先ほど言われたような洗剤で非常に立派な会社が子会社を販社にした、それによってクレームが来たものを親会社が処理できないといった問題とは大分本質的に違うと思いますので、この辺はよく切り分けをすれば解決できるはずですよ。

さらに、そもそもそういうものが法律ではっきりと、つまり自ら処理はいいですよ、親子間ですよと駄目ですよというのを法律に書いてあれば、これはある意味では国会が決めたことということなのですが、必ずしもそうならない。とすると、そういうことをやっ

てはいけないということは誰が決めたのだというところにも関わってきますので、そういう意味では、そういうところを含めて是非検討していただきたいと思います。

以上です。

○大室委員長代理 他に委員の皆様ございますか。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 今のお話を聞いていますと、性善説に立って親会社もきちんとまともな会社、親会社がきちんと子会社に対してガバナンスをきかせている、きちんとコントロールしている、それに従って子会社もきちんとしているという状況を考えると、今、御要望があったような形で認めるというのは経済的に考えても一番合理的だと思うのです。

ただ、実は悪意のある人たちがいて、この制度を悪用するかもしれない。私はお話を聞いていて、親会社がそもそも悪意を持っているという場合から、本当は親会社、子会社でなくても、そういうような、実際見分けるのは非常に難しいですから、実態は違うのだけれども、親会社、子会社だと言い張ってそういうことをやるということも当然あると思うのです。

そうした場合に、ではそれをどういうふうにチェックするのかということをやっていると、まためっちゃめっちゃコストがかかるわけです。そうしたときに、多分一番いいのは、一旦親会社、子会社でもいいよと認めて、もしこの制度を非常に悪用した例があった場合にものすごく厳しい刑事罰なり何なりを求めるという形になると、やはりこういうことをやったら後で大変なことになるなという仕組みで、ある程度、なるべくなら性善説に立てるような、そういう行動に誘引していくようなやり方というのは一つ考えられるのかということなので、実は双方の立場は両方とも言い分はあると思うのですが、それを解決するやり方として、そういうことの御検討は一つあるかと思います。

○大室委員長代理 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 すみません、一言だけ。

親子間が規制されるとか、そういうことはあるのでしょうけれども、そういうことを先ほど申し上げたのではなくて、親が作ったものについての、これは完全にはっきりしているわけですから、それを子が売るなり何かして、もう一度それを親に戻したときに、自分が作ったものについては親がやってもいいだろうということを言っているのです。そこは物をトレースすれば完全に切り分けられるということで、その親が全然違うところから何か持ってきて、それを免許がないのに処理するというのは当然眼中にはないわけです。

あともう一つ、自ら処理であっても違反すれば、それは厳しく罰せられる。この点においては、処理業であっても、何であっても同じですので、最終的にもしそれでたならめをやっていれば、それはそれで厳しく処分すればいいということだと思います。

○大室委員長代理 上村委員、どうぞ。

○上村委員 ほとんど繰り返しのものですけれども、親子間の問題については明確に定義すればいい問題かと思います。ですから、制度を作るときに、どの部分の子会社を認めるの

かということを決めればいいだけで、あと鶴委員が言われましたが、もしも事後的に何か問題が起こったときは、親会社がちゃんと責任を追及されるような制度にしておけば、その部分について問題ないのではないかと思います。

以上です。

○大室委員長代理 日本経済団体連合会様、手短にお願いします。

○日本経済団体連合会 日本経済団体連合会事務局の長谷川です。先ほど来、「問題が起こった時点で対応していけばよい」という趣旨の議論がありましたが、申し上げたいのは、多分佐久間委員がおっしゃられたこととほとんど一緒ですけれども、我々の要望では自ら処理の規制はかかるので、そこが潜脱されてしまえば確かに問題ですけれども、自ら処理の規制はあるので問題が生じる懸念は少ないということです。というのと、あと今の法制度でも、環境省が言われたように、廃棄物処理の委託を受けた方は、確かに引き取れば引き取るほどもうかるという形になってはいますが、逆に受託する側で廃棄物がちゃんと処理されるかというのを担保する制度も現行ですでにきちんと作っておられるということなので、それをうまく活用すれば、今の法制度の中でも、正に親子会社の関係を明確化ということだと思いますけれども、きちんとした処理ができると考えています。

以上でございます。

○大室委員長代理 では、今のことをまとめてください。

○環境省 いろいろお話を伺いまして、ありがとうございます。

私どもは、おっしゃられることは理解できることも多々あると思っておりますけれども、やはりこの世界の難しいところは、例えば別に大会社かどうかにかかわらず、悪いことをしようとする人は結構この世界にいるというのがありますので、その穴抜けがないようにしなければならない。廃棄物の不法投棄というのは一旦起こってしまうと、先ほど豊島とかの事例を申し上げましたが、かなり大事になるという話もありますので、なるべく未然防止を図らなければならない。これは地方自治体からもそういう要望を受けておりますので、そういう意向も十分踏まえなければならないと思っています。

その中でどこまでのことができるかというのは、我々も引き続き考えなければならないと思いますし、そこは考えたいと思っていますけれども、ただ、大原則としては、先ほど申し上げた話というのは御理解いただければと思っています。

○大室委員長代理 では、今日の委員会の意見を十分考慮して、御検討していただくということよろしいですか。

○環境省 はい。

○大室委員長代理 では、今日の御意見で大分集約されている部分はあると思います。それらを、我々の意見として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入ります。日本経済団体連合会の皆様、環境省の皆様、どうもありがとうございました。

(説明者交替)

○大室委員長代理 続きます、輸出通関の効率化に関して、まず財務省からプレゼンをいただきまして、続いて日本機械輸出組合からも御説明をいただきます。

まず、財務省からプレゼンをお願いいたします。

○財務省 財務省関税局業務課長の高見と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元にお配りされておりますが、関税局業務課で用意した資料に沿って御説明したいと思います。

まず、御要望に対してお答えする前に、輸出通関について今どうなっているかというところ、概要を簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

貨物の輸出の手続といいますのは、基本的にこの資料にありますように、例えば工場などから出荷された貨物を最終的には飛行機に搭載、あるいは船に船積みするという流れの中で、船積み搭載される前に輸出申告をしていただいて、許可を取るという仕組みで、そういう制度にさせていただいております。

ただ、以前はここにあります「保税地域」と書いてありますが、これは具体的に港のコンテナヤードですとか、あるいは上屋、倉庫といったところで、保税地域に指定されていたりとか、免許を取られたりしているというところでもありますけれども、ここに入れてからでないという申告できないという制度にしておりましたが、これは昨年からは、申告自体は保税地域に入れる前から行うことができるように、御要望を踏まえて変えさせていただいております。

実際に申告が出てきましたら、私ども税関として何を審査するかといいますと、こちらに書いてありますように、例えば関税関係法令以外の法令で規制のかかっているようなものについてきちんと手続がとられているかという点をまずチェックします。

それから、実際に申告されている品目ですとか、数量、輸出先、申告価格、こういったものについて、実際にそのとおりになっているかというところを、例えば申告書に添付していただいているインボイスであるとか、契約書であるとか、そういったものを確認させていただくということを行っております。こういった資料が十分提出されていない場合には、実際に税関までお越しいただいたり、あるいは電話で確認させていただいたりというプロセスが必要になりますし、また、実際に貨物を見まして本当にそのものかどうかというところは確認が必要ということでございます。

NACCS と書かせていただいておりますけれども、これは輸出入・港湾関連情報処理システムの略称でありまして、昭和 53 年から導入されているシステムです。実際には、この NACCS 上で全て手続ができるようにということできずとやらせていただいているというところがございます。

2 ページです。輸出許可件数ですが、過去 5 年間で見ますと、大体 1,200 万件～1,500 万件ということで、経済情勢によって変動はございますけれども、そういったレベルで来ております。そのうちの約 98% は NACCS で電子的に申告されているということでございま

す。

輸出通関で税関が実際にどこを見ているかということですが、先ほど申し上げましたけれども、税関の使命はここに3点ございまして、「国民の安全・安心の確保」「関税等の適正な賦課徴収」及び「貿易の円滑化」ということでありまして、輸出においてはやはりテロ関連ですね。大量破壊兵器等の拡散を防止するとか、盗難自動車が不正に輸出されないようにするというところを税関において確認しているという点。

輸出ですので、徴税ということではありませんが、消費税の不正還付。つまり、輸出証明をもとに税務署に行って消費税の還付を願い出るといったところで、不正な還付手続が行われないようにきちんと見なければいけないという点。

あとは、貿易の円滑化ということで、物流を阻害しないように、できるだけ早く流れるようにするという点でございます。

3 ページです。

貿易の円滑化というところで、直接関係ないところではありますが、私ども税関としては、国際競争力強化の観点からできる限り対応してきたというところでありまして、手続自体は物の流れにのっとった形でやっておりますけれども、それに加えて、人あるいは企業に着目した取締りというのを加味してきて、物を一々見るというところから、できる限りそこは絞り込んでいくという形になるようにしております。

また、主要な空港でありますとか、あるいは主要な港湾におきましては、夜間、休日 24 時間対応するという点にさせていただいております。東京の管内であります、365 日、24 時間やっておりますけれども、それ以外の地域については、急ぐ貨物があればいつでも対応するという点で、とりあえず職員の常駐というのは 21 時までなどとなっておりますが、届出をいただければ我々は何時でも対応するという点にしております。

また、貿易の円滑化のところでも申し上げ忘れてましたが、まず我々としては、4 つ並べた中で一番下の通関関係書類の電子化・ペーパーレス化というところは一生懸命やろうとしているところでありまして、これは 2015 年度までに 7 割の書類について電子化・ペーパーレス化できないかという目標を再生戦略にも掲げさせていただいているところでございます。

4 ページです。今回、御要望いただいた 2 点についての考え方を説明させていただきます。

まず 1 点目に、輸出通関申告先官署の自由化でございます。

これにつきましては、制度の現状として先ほど申し上げたように、輸出申告につきましては保税地域等への搬入前に行うことが可能であるが、適正な通関を確保するために、許可については保税地域等への搬入後に行っております。

AEO 輸出者というコンプライアンス等の優良な輸出者につきましては、貨物が置かれている場所、あるいは貨物を積み込もうとする港等を管轄する税関官署への申告を認めて、保税地域等へ搬入することなく輸出許可を行うことができる制度となっております。

また、AEO 通関業者につきましては、貨物の置かれている場所にかかわらず、同一港湾内であれば、あらかじめ選択した官署へ申告が可能ということにさせていただいております。

これについて、例えばでございますけれども、申告先官署を自由化して、どこからでもどこの官署に申告できるようにしてもいいというところで、もしそういうことであるとすれば、私どもとしては、やはり申告書を受け付ける官署と実際に物を見ている取締りを行う官署が分離するということになりまして、恐らく後で補足があるかもしれませんが、NACCS 上で区分 2、3 ということになった場合に、実際にやはり物を見たりとか、書類を確認したりというところが必要になります。こういったときに、例えば離れたところまでお越しいただいたりとか、あるいは貨物を持ってきていただいたり、あるいは税関から出張していったりということになりますので、必ずしも迅速に通関できるということは保証できないだろうと思っておりますし、また、申告書の審査と実際の貨物の検査を分業するという点についても、分業して集約すれば効率化できるかどうかというところは、実はまだ何とも判断できないと考えておりますし、実際、製造業などを見ていると、1 人で全部やった方がいいという例もございます。そういったところは慎重に検討する必要があるだろうと思っておりますし、またどこにいても、好きな場所を選んで申告する、その都度変えるということがもしされれば、これは我々として事前にどこの官署にどれだけの業務量があるかということが予測できなくなるということで、やはり対応が難しくなるだろうと考えております。

先ほど申し上げた極端な例で、北海道から沖縄に申告するとか、さすがにそういった合理的でない御要望でないかと承っておりますけれども、やはりある程度のルールが必要なのではないかと考えられますし、またそうした場合には、結局はどこか一極集中ということになるのかもしれない。そういった場合には、地域それぞれの事情があると思っておりますので、我々が心配することではないのかもしれませんが、そういったことについては留意が必要なのではないかと考えます。

2 点目の電子申告、輸出申告の 24 時間化ということでございますけれども、これは先ほども申し上げたように、輸出申告の約 98%については、現在 NACCS で処理をされております。

繰り返しになりますが、輸出を急ぐような場合には、夜間・休日でも開庁して申告を処理して、許可までしております。常時、夜間・休日の申告が見込まれないようなところは、あらかじめ届出をいただければ、営業時間を延ばしてという言い方が適切かどうか分かりませんが、職員が残業して対応することは可能でありまして、こういった届出は NACCS 上で処理ができることになっております。

これを 24 時間いつでも申告できるようにするというところについてでございますけれども、これも 1 つには、仮に 24 時間受け付け、さらにそれから許可が出る形をとったとしても、実際に貨物のある場所、コンテナヤードですとか、倉庫といったところが稼働して

いないということでありまして、貨物の移動は不可能でありまして、必ずしも物流の時間短縮に繋がるとは限らないと考えられます。

また、約98%をシステム処理ということでありまして、許可まで実際に職員のいないところで無人で対応するというのが法律論的に本当にいいかというところは、我々としても慎重に検証する必要があるだろうと思います。申告書を受け付けるということであれば、すぐに支障があるとは考えられないわけですが、わずか2%とはいえ、まだマニュアル申告というのがございまして、こういった方がやれないということについて、やはり配慮が必要だろうと考えています。

いずれにしても、これも企業の方で受発注を、例えば我が社は24時間受発注をやるのですとか、あるいは夜しかやりませんか、そういう御要望が本当にあって、経済性もそれなりにあるという御要望がもしあるのであれば、私どももできる限りの対応は検討させていただきたいと考えておりますけれども、現時点では、今の届出をいただく形で処理することで問題はないのではないかと考えております。

私の説明は以上でございます。

○大室委員長代理 日本機械輸出組合から、今の財務省の御説明を絡めて御説明をお願いしたいと思います。

○一般社団法人日本機械輸出組合 日本機械輸出組合の橋本と申します。

本日は、要望事項につきまして御説明させていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。お時間も限られておりますので、お手元の資料に基づいて、私どもの考えを御説明させていただきます。

3ページと4ページに、当組合の要望を簡単に説明させていただいております。

まず、3ページでございますが、輸出通関申告官署の自由化ということで、これは既に関税局の方からも御説明がございましたけれども、現状、輸出入申告は、原則として貨物の保税地域等の所在地を所管する税関官署に申告することになっておりますということで、この制約を外して、どこからでも、どこへでも申告を可能とすることによって、手続の効率化をさらに進めていただきたい。

特にコンプライアンス管理ができていて、あるいはできるということで認定をいただいております特定輸出者（輸出者AEO）の申告企業については、申告官署を自由化していただけないかということがまず第1点でございます。

4ページでございますが、電子輸出申告の24時間化でございます。

このページの下の方に書いてございますが、既に御説明がありましたが、電子申告システム（NACCS）を通じて通関申告いたしますと、審査区分1、区分2、区分3という通知が返されてまいります。そのうちの審査区分1は簡易審査ということでございますが、少々古い資料でございますが、財務省ではなく大蔵省時代の文書の方で見ますと「輸出入・港湾関連情報処理システムによる審査の結果、輸出許可又は積み戻し許可とされたもの」、すなわち許可されたものということになっております。

申告をしますと、区分1は大体数秒で通知が返ってきます。したがって、申告をしてから審査処理をするのは全てシステム内で処理をされて、人手を介するというものではございませんが、現状執務時間を過ぎますと、この許可が返されない。したがって、システム上で処理されている、しかも許可と判定されているものでございますから、これは執務時間外を過ぎても許可をお返しいただきたいということが要望の趣旨でございます。

今、以上2点を簡単に御説明申し上げましたが、5ページでございます。

私どもとしましては、基本的な取り組みの視点としまして、今、申し上げました2点の要望項目をそれぞれ個別に御議論いただくのではなくて、現在のグローバル化した貿易環境、あるいは日本が現在置かれている環境を参考にして、国際的な状況等を見計らいながら、長期的なビジョンのもとで検討されるべきではないかと考えております。

現行体制のもとで、私どももかねてからいろいろ関税局の方には御要望を申し上げてまいりましたが、今も御説明いただきましたように、関税局ではこれまでも取り組んでいただいております。かなり私ども民間業界の要望が実現している部分もございますけれども、さらに将来的な発展ということを考えた場合に、長期的な視点で今、申し上げた2点も一体的に御検討いただきたい。

その背景でございますが、正確な数字を厳密に私どもは把握しておりませんが、お伺いするところによりますと、輸出入を合わせて年間2,900万件の申告があると伺っております。これを250日営業日、24時間ということで割り算をしていきますと、大体1秒ごとに1.34件の申告がある。すなわち、こうしている状況であっても、どんどん今も申告がなされ、審査処理をされているという状況で、貿易額、貿易量の増大に重ねて、貿易の手の頻度も上がっているという中で、適正通関と円滑化をどうやって両立するかという問題であろうかと思えます。

その方向性として3.に書いてございますが、問題のない申告案件については円滑に処理をして、検査リソースを危なっかしいものに集中する。

個別取引ベースの管理ではなくて、コンプライアンス管理ができていると認定された企業については、むしろ事後調査等を重視しながら、オーディットベースの管理に向けていく。

ITの活用による集中管理。これは基本的に、国際的にも各国とも基本的な方向としては同じ方向を目指しているのではないかと。

今、申し上げた区分1許可を24時間出していただきたいということで、これが実現して、直ちに何かリードタイムが短くなるでしょうか。短くなる人もいるかもしれませんが、変わらない人もいるかもしれませんが、これは港湾のオペレーションを国土交通省でもいろいろお取り組みをいただいておりますが、そうした物流改革一体として包括的に考えていかなければならない問題でありますので、それも含めて一体でお考えいただきたいということを申し上げました。

税関の方々が水際で管理しておられるのは、非常に幅広い範囲にわたってのリスク管理

でございます。国民の生命・財産を守るためでございますが、重要な職責でございますが、リスク管理である以上、万が一に備えなければならないということは十分理解をしておりますけれども、残り 9,999 について円滑に処理されることについても、現在の日本の状況を考えれば、等しく重要なことではないかと考えております。

6 ページで、具体的に諸外国ではどのように取り組んでいるかということで、アメリカと欧州の例を簡単に申し上げたいと思います。

アメリカでございますが、8 ページと 9 ページに飛んでいただきたいと思います。

8 ページ、アメリカの輸出通関申告でございますが、これは AES (Automated Export System) というシステムがありまして、アメリカは特にこの申告官署ということ意識することはございません。AES というシステムに必要な申告データを入力送信することが申告でございます、24 時間、365 日、いずれの場所からでも可能でございます。

9 ページ、今度はアメリカの輸入通関です。

輸入通関ですが、①で書いてございますように、輸入港以外の場所から輸入申告できる遠隔地申告制度というものを 2010 年 1 月 29 日からスタートさせております。

実は、これは 1993 年に税関近代化法が成立したときにできた規定でありまして、17 年掛かって稼働にこぎつけている。非常に長期的な視点で考えていただきたいというのは、1 つはこういうところでございます。

遠隔地申告が行える人、ここでは輸入者自身もできますが、通関業者が行えるための要件といたしまして、これは遠隔地から行うわけですから、電子的な処理がオペレーショナルになっていること。もう一つは、通関業免許ですが、アメリカの場合も港ごとの District Permit に基づいておりますが、この遠隔地申告制度への対応を目的として、National Permit、全国で通関業が行える免許というものを新設しております。

12 ページ、欧州の例でございます。

まず、私どもはイギリスに行きまして、通関申告の受付をお伺いしました。これは 6 ページに書いてございますが、ここでは言葉だけ説明させていただきます。

2010 年にイギリスに行きまして通関申告のことを聞きまして、回答がイギリスでは、通関申告の先の宛先官署という意味での通関の事務所はありません。イギリスでは日本の NACCS に当たる CHIEF というシステムがありますが、強いて申告先官署の事務所ということであれば、それは CHIEF ですという回答を私どもは直接聞いてまいりました。イギリス国内では一元化が既にオペレーションされております。

欧州の新関税法は非常に野心的な関税法典の改革案でございますが、現状、2013 年 6 月から稼働する予定とされておりますけれども、12 ページを御覧いただきたいのですが、新しい関税法 106 条でございます。まず、通関申告の一元化 (Centralization) ということでありまして、これは欧州加盟 27 カ国域内のどこでも輸出入申告を行うことができる。例えばロンドンの法人で、貨物は船がオランダのロッテルダム港に入ってきて荷下ろしをする。そうすると、イギリスの会社の人はロンドンの場所を所管する税関に申告して、関税

納付を行います、貨物はオランダロッテルダム港で陸揚げされます。それは 27 カ国域内であれば、イタリアのジェノバ港であれ、フランスのル・アーヴル港であれ、ベルギーのアントワープ港であれ、いずれもこのようなことが可能になる方向で今、検討が進められています。

次の新関税法の 107 条及び 112 条ですが、これは企業が申告をする申告データを社内システムにももちろん収納いたします。これは送信ボタンを押して税関に申告するというのではなくて、税関が企業のデータベースにアクセスしてくるということでございまして、企業が社内のシステムにデータを記録した時点で申告は受理されたものとみなすということが 112 条に明記されております。

116 条であります、これはもっと大胆過激な内容でございまして、税関当局がお持ちの様々な様式、管理の権限のうち、相当程度を認定された企業に任せるということで、極端な考え方ですが、これで申告ということがなくなるとしています。No Declaration であります。本当にそこまで可能なかどうかということは、私どももこの法案文を読んでびっくりいたしまして、にわかには信じられないところではございましたので、ヨーロッパに調査に行っていました。その結果が 13 ページ、14 ページに書いてあります。

13 ページは、訪問先はある日系の製造メーカーです。現在、この訪問先の企業は EU の中の 13 カ国でオペレーションをしまして、それぞれ日本から部品等を輸入する通関関係の管理倉庫を持って、それぞれの所在国で通関業務を行っています。2013 年から稼働する予定の新関税法を念頭に置いて、今、社内の業務体制の改革を検討しているところということで示されましたのが、14 ページの図でございます。

つまり、2013 年オンワードで通関関係業務処理を全て 1 か所の欧州法人に集中させます。納税管理、在庫管理、全て 1 か所で集中管理を行うということで、今現在、準備を進めているところです。念のために申し上げておきたいのは、具体的な貨物はオランダのロッテルダム港であれ、ジェノバ港であれ、イギリスのサウサンプトン港であれ、物理的にはそれぞれの港湾、空港を通過いたしますけれども、それにかかわる通関管理業務、あるいは財務管理業務を 1 か所に集中させてしまう。すなわち、関税法の改正の方向が示されるということだけでも、企業の将来展望としてこのような計画が立てられるということになるかと思えます。これも欧州で 10 年かけて議論しているものでございます。

最後に 15 ページを見ていただきたいのですが、新関税法の改正案が非常に大胆な内容でございまして、なかなか来年に間に合いそうにもないということで、さらなる改正案の UCC というものが今現在提案されているところで御座いますが、ロジスティックスに関しては基本的な方向は新しい改正案（UCC）でも維持されていると理解しております。

以上でございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

ただいま財務省と輸出組合から御説明をいただきましたが、委員の皆様から御意見をいただきます。

上村委員、どうぞ。

○上村委員 ありがとうございます。

財務省の方から4ページで「制度変更に伴う影響及び検討の方向性」というペーパーがあって、下の方に規制緩和についての問題点が示されているわけですが、税関における検査への対応は困難になるということですが、これについてはなぜ海外ではできているのかということと、電子申告情報を官署内で共有すれば対応は可能ではないかということが考えられます。

2つ目の事務処理量の予測が困難になるということですが、一時的にはそうかもしれませんが、事態が収まってくるとある程度予測は可能なのかという気がしています。

もう一つ、要望は、輸出通関申告先官署の自由化ということで、少なくとも輸出者 AEO については自由化すべきではないかということだったのですが、ただ、AEO についてはそんなに数が多くないということと、ほとんどの場合は代理通関になっているということを見ると、この自由化によってどこまでの影響があるのかということもひとつあると思います。ですので、実質通関と他者の通関についても自由化を図っていくことが AEO については考えられるのではないかとここをここで話しておきたいと思います。

以上です。

○大室委員長代理 鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 今、上村委員がおっしゃられたこととも関係するのですが、財務省から、事務量の予測が困難になって、ニーズが確保できない。これはある程度落ち着いていったら、多分それなりのパターンができるのですが、違ったパターンになると人の配置を変えなければいけない。実は役所の中でも、特に地方の場合、現地採用の場合も多いわけなので、人の配分を変えるというのはかなり大変だというのは、私もそこは非常に理解できる部分です。そういうことが非常にネックとなって、規制をなかなか変えることができないというのも、実はこの例以外にもいろいろ我々は見ることができるとのことです。

その際にどういうやり方があるのかということになると、先ほど日本機械組合から御説明があったアメリカのケースということで、最初遠隔地報告のテストを開始ということであって、私は具体的な内容は分かりませんが、多分どれぐらい業務量に変化があるのだろうかというのを、実際にそういう要望を聞いてみるとか、いろいろな企業から集めてみてテストをやってみると、ここの部署は非常に業務が増えそうだとか、逆に言うと、民の方もそういう情報を出していく。それで少し年数をかけて、大体こういうパターンになりそうなので、では5年とか10年ぐらいかけて人の配置も変えていきたいと思いますとか、そういう話になるのだと思うのです。そこまできちんと議論しないと、簡単そうに見えてこういう問題というのは絶対に動かないですね。

海外でどうやっている、EUの話などというのは、1つの国で物を動かそうとしているので、当然なのです。日本はそれと比較してというのはしようがなく、少しずつそういうところからじっくりやりましょうという提案を双方でやらないと動かない話ではないか

と思います。

○大室委員長代理 他にございますか。

佐久間委員、いかがですか。

○佐久間委員 この問題は、法律なり、何かルールでこういう届出を出す先が決まっているということなのかどうか。これはそういうことなのですねというのが1点目の確認。

それと、事務量予測が困難というのは、どこに出すかということで変わる面と、そもそも物の流れが今、非常に変わっていますので、そもそも困難なのではないかと。つまり、これが無理だとすれば、物の流れが変わったら対応できませんと言っているのと一緒なので、今、日本の経済というのは非常に厳しい状況にあって、リシャッフルというのが相当なスピードで進みます。

つまり、どこそこの地域でこのぐらゐの物が出ているというのが半年後には変わっているという状態があるとすれば、それが対応できないということを言っているに等しいので、ここは本当かなという感じがいたしました。これは感想です。

以上です。

○大室委員長代理 今、委員の皆様からお話があったと思いますが、海外との物流の問題は大きな困難さを抱えているわけで、できることなら、今日の委員の皆様のご意見、業界の要望を踏まえて、再度検討をしていただきたい。人的な面でなかなか大変だということのものがいましたし、時間もかけなくてはいけない部分もあるとは思いますが、是非先ほどの委員からの意見も、参考に検討していただければと思いますが、いかがですか。

○財務省 ありがとうございます。

今、各委員の皆様から御指摘いただいた点というのは、確かに私どもとしてもそういう考え方があるのではないかといいところは否定いたしませんし、むしろ、今回、日本経済団体連合会の方、あるいは委員方からもおっしゃっていただいたように、官民で協力していい方向に議論していくということについては、今までも私たちはそれをやってきたつもりではあるのですけれども、今後ともそれは続けていきたいということは、まずお約束したいと思います。

いくつか御指摘いただいた点で、人の配置に関しては、正直、私たちもこういう場で申し上げるのがいいか分かりませんが、区分1の割合については、別にそれがいいと思ってやっているということではなくて、本当に人の数が許せば、あるいは企業の方に御負担いただければ、もっとしっかりチェックをしたいというぐらゐに思っています。

ただ、日本の輸入量、特に製品輸入量はどんどん増えてきた中で、既に財政再建も始まっていたということもあって、定員がなかなか増えていかないという中で、1つの便法としてこのシステム申告というのを先立って始めたということもございますので、正直、他の国でやっているから何でできないのだと言われても、それはそれぞれの経済の成り立ちだとか、行政の置かれている状況だとかということも本当に違いもあるので、一概に私がここで申し上げられませんが、当然そういう外国の取り組みは参考にさせていた

だいたいで、かつ、よく民間の方の御意見も承った上で検討したいと思います。

本当にこういう心配は、ここで言うだけでもあまり意味がないことかもしれませんが、例えば昨今、ツイッターを使って何かいたずら的にわっと特定のところに事務負荷がかかるようなことが起こったりということもあって、ただ自由化するということだと、そういう可能性を排除できないという混乱は避けたいと思います。

首をかしげられるかもしれませんが、そういう可能性を排除できないというところはあると思います。そのためには、あらかじめルールをきちんと作っていく。先ほども私の説明で申し上げたのですが、官民がきちんとルールを作っていく上で、それで配置を我々がもし考えさせていただけるのであれば、それは考えさせていただきたいと考えています。

○中原参事官 先ほどの大室委員長代理の御指摘に対して、いろいろと御検討いただけるというお話がございましたので、その御検討をいたたく中でまた議論すべきことだとは思いますが、税関官署の事務量予測が困難となって、適切な通関処理体制が確保できないというお話について、もちろんそうした御指摘は分からないでもないのですが、例えば現在の原則としての貨物の置かれている場所といったものに紐付けた上で輸出許可を出すというような、例えばその原則に戻った場合でも、貨物の置かれている場所というのは、時代時代に応じて変動することはあり得るわけなので、論理必然的にこの制度をとったら直ちに通関処理体制の問題が生じるということではなくて、それは経済情勢に応じて、これまでも克服されてきたような問題というところもあるかと思っておりますので、何も問題があること自体を否定するものではありませんが、何か論理的に大きな欠陥があるというわけではなくて、大きな官民の協力の中で解決できる問題ではないかとも考えておりますので、今の座長の取りまとめに従って、また今後御議論を継続させていただければと思います。

○大室委員長代理 それでは、是非とも今日のグローバル化した貿易環境の問題も踏まえて、新たなこの2つの問題について御検討していただきたいということを、この会の結論にさせていただきます。

日本機械輸出組合と財務省の皆様、どうもありがとうございました。

(説明者交替)

○大室委員長代理 それでは、次の議題に入らせていただきます。

続いて、前回、お金の活性化の問題に関連してお話が少し出ておりますが、金融機関による議決権保有規制について、言わば5%ルールについて、金融庁からプレゼンテーションをいただきますので、よろしくお願いたします。

○金融庁 金融庁で信用制度参事官をしております藤本でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料の右肩に資料4と書いてあるものを御覧いただきたいと思います。銀行による議決権保有制限、いわゆる5%ルールと呼んでおりますが、これについて御説明させ

ていただきます。

表紙をおめぐりいただきまして、この制限の概要を1枚にまとめております。

この制限の目的と申しますのは、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするというごことばでございます。

図の真ん中の左側を見ていただきますと「銀行」というのが出てきておりまして、銀行は健全性の観点から業務範囲の制限というものを課しております。銀行が子会社を持つことがございますが、その子会社についても一定のものに業務を制限しているわけでございます。

では、こういう業務を超えて、一般の国内の会社の株式あるいは議決権というのを持つときにどうなるかということが規制の趣旨でございまして、下に向かっている矢印の右に書いておりますが、銀行とその子会社の合算で5%を超える議決権の保有を原則禁止しているところでございます。

2ページでございます。5%というのは原則でございますが、例外を設けております。この規制は平成10年に金融システム改革法という法律の中で銀行法等の改正を行い、そこで設けられた規制でございますが、その当初から4つのものについて例外を設けております。

1つは、銀行が子会社として証券会社を持つ。そうしたときに、その証券会社が業務として所有する株式というのは適用除外となっております。

銀行が貸付業務をしているわけでございますが、そのときに株式等を担保に取ることがございます。貸金が戻ってこないときに担保権の実行として株式を取得してしまうことがございます。そういうときは速やかに売却するというのが原則でございますが、1年間は猶予する。1年間を超える場合には承認制ということになっております。

次に3番目でございますが、銀行本体が持つのではなくて、銀行の下に投資専門子会社というのを設けまして、それを通じてベンチャービジネス会社をもつときには上限なく議決権を持つことができることになっております。保有が10年以内という制限がついております。

4番目は、投資事業有限責任組合の組合員として持つものでございます。組合財産の中に議決権が入っておりますと、形式上、銀行も議決権を持つこととなります。ただ、その組合契約におきまして議決権を行使しないとされている場合には適用除外となっております。ただ、この場合も10年という制限が加わっています。

例外措置の拡充が行われていまして、平成11年でございますが、デット・エクイティ・スワップの場合に適用除外ということになってはいますが、これは担保権の実行と同じような取扱いで、原則としては1年。1年を超える場合には承認制となっております。

平成20年でございますけれども、投資専門子会社というものを通じて持つ分野として、今まではベンチャービジネス会社の議決権は持つことができるということだったのですが、それに加えまして、事業再生の途上の会社の議決権というものは、子会社を通じて持つ場

合には無制限に持てるということでございます。

あわせて、ベンチャービジネス会社につきましても、それまでは設立5年未満となっていたわけですが、設立10年未満に拡大をしたということでございます。

これらの規制の例外措置の拡大といいますのは、下の金融審議会の御報告に基づいて行われたものでございます。

3ページでございます。参考まででございますが、独占禁止法におきましても、銀行等の議決権保有制限というのがございます。これは独禁法の目的の事業支配力の過度の集中の防止といったものの系列だと承知しております。

銀行等の議決権の保有制限ですが、銀行などは国内の会社の議決権を5%を超えて取得し、保有することが禁止されていますが、独禁法の場合は単体規制のみということで、銀行法の方は銀行とその子会社合算ということでございます。

独禁法の規定の例外も先ほど申し上げたような有限責任組合の場合ですとか、デット・エクイティ・スワップの場合が同様に適用除外になっておりまして、その他、公正取引委員会の認可を受けた場合というのが適用除外になっております。

4ページでございます。平成10年に入りまして、その後、例外措置が拡大してきたということでございますが、金融審議会の中長期的な在り方に関するワーキンググループのとりまとめにおきまして、下の方に線を引いておりますが、例えば金融機関が事業再生局面にある中小企業等に出資する場合に5%ルールがあるため、企業が少額の出資しか得られないことがあり得るとということが指摘されているところでございます。同ルールを緩和するといったときに、銀行の健全性維持というのも重要であるので、同ルールを勘案する場合の程度や条件についてさらに議論を深めるべしということとされました。

5ページでございます。日本再生戦略で中小企業等の支援の1つとして、下の線を引いているところでございますが、ベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から金融機関による資本性資金の供給促進等といったさらなる中小企業支援策を講じるとされているところでございまして、工程表におきましても5%規制ルールの見直しを含め、金融機関による資本性資金の供給促進策が盛り込まれているところでございます。

最後、6ページでございます。

こういうことも踏まえまして、金融審議会の銀行規制等の在り方に関するワーキンググループにおきまして審議が行われているところでございます。諮問事項の中に、先ほど申し上げました中長期的な在り方に関するワーキンググループの議論を踏まえて、金融業のさらなる機能強化のための方策について検討するようという諮問をいただいているところでございまして、この5%ルールにつきましては、10月10日及び10月31日のワーキンググループにおいて議論を行っているところでございます。

そこでの議論の内容でございますけれども、地域の活性化を図る観点から議決権保有の上限5%というのを、例えば中堅中小企業については引き上げてはどうかという方向の議論がございまして。

これについては、銀行が貸付先の企業に対して出資を行うと、その企業に対する銀行などのコミットメントが高まってしまって、銀行が思いもよらぬリスクを負うのではないかと、1997年の我が国の金融危機において、そういうことが問題になって、危機の引き金にもなったのではないかという議論があります。また、リスク性の資金というのは銀行が本来出すべきものではなく、預金を集めてそれを貸出しするのが本業であって、預金を集めて出資をするというのが必ずしもいいかどうか分からないという意見があります。その一方で、現在の日本、特に地域の実情を見ても、資本性の資金の出し手が不足している中で、地域の金融機関がエクイティ性の資金を出すという役割は大きなものがあるのではないかという意見があります。このように、様々な意見が出ておまして、そういう意見を踏まえながら、年末に向けてさらに金融審議会において議論を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大室委員長代理長 ありがとうございます。

今、金融審議会の抜粋のお話もいただきましたが、これについて御意見をいただければと思います。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、銀行法の5%ルールなのですが、銀行というのは大変立派な会社ですから、当然議決権付きであれ何であれ、出資するときはそれなりに検討して、ビジネス・ジャッジメントに基づいて、硬いことを言えば、取締役の善管注意義務に照らして適切、つまりその投資によってもうかる、もしくは何か損するものが防げるということであるということだと思っております。

そういうことを考えると、実際、銀行の投資が、そんなに頻繁に、許されている子会社以外であるケースというのは、ある意味ではそんなに多くないだろうと感じています。

ただ、逆になぜそれを縛るのかの合理性というのはよく分からない。つまり、純資産で何兆円もあるような大きな銀行が、たかだか1億円の投資をする。それが投資先で2割、3割超えとなぜいけないのかというところの理由はどういう理由なのか、全く理解できない。つまり、その2割、3割出す。それが1億円。だから、失敗しても全く屋台骨には響かない、健全性に響かない。逆にそれを出すという判断がビジネス・ジャッジメントとして成り立つならば、それは多分その銀行にとっていいことだということなので、それを縛る理由というのは、銀行法上の理由としてよく分からないという点が1点。

それと独占禁止法の5%ルールというのは、ある意味ではもう今の時代に合わないルールだと思います。実際、もしこういう形で銀行、金融機関が5%、10%を超えて非常に大きい資本を持って、それによって何か競争制限的なことがあれば、それは別に独禁法を当てはめて取り締まればいいだけのことです。昔は非常に日本が閉じた世界で、日本の中である支配を及ぼせば、かなりある意味では、言葉は悪いですが、悪さはできたという時代

とも今、全く状況が違いますので、この法律がそもそもある必要があるのかということが素朴な感想です。

以上です。

○大室委員長代理 他にございますか。

では、私から。

先日、お金の流れということで、ベンチャーキャピタル協会からお話をいただきました。ただ、ベンチャーキャピタル協会も、現在の投資残高というか、総資産が協会全部合わせても9,000億円しかない。そういう意味で、ベンチャー資金・リスク資金がわが国において非常に滞ってしまっているという現状も踏まえて、この5%ルールについては、金融審議会の御結論なのでしょうけれども、そういう意味でのリスク性資金の出し手としての銀行の役割に対しての期待は、非常に大きいのではないかという感じもいたします。この5%ルールだけではなくて、リスク資金そのものもいろいろな出し方があると思うのですが、そういうものについての金融機関の在り方のような話も是非議論していただきたいと思えます。

かつて銀行は、もう少しリスク資金を出した、言い換えればリスクを伴う融資も含めて、企業を育成するという側面が強かったと思います。最近はどうも、リスクについては、そういう部分も多少考え方を変えていかないと、コンプライアンス不況ではないですが、日本経済は沈没してしまうのではないかという危機意識を私は持っています。そのような面も含めて、是非5%ルールの改善について検討していただきたいというのが私の意見でございます。

他にございますか。

○大室委員長代理 では、そういう形で、大変お忙しいところ、検討中の議題だと思いますが、前向きに検討を是非お願いしたいと思えます。

(説明者交替)

○大室委員長代理 次にクラウドコンピューティングサービスと外為法の関係について、今日はお話をいただきたいと思えます。

まず、外国貿易法の規制について、経済産業省からプレゼンをしていただいた後、安全保障貿易情報センターからも御説明をいただくという順番で進めさせていただきたいと思えます。

まず、経済産業省からプレゼンをお願いいたします。

○経済産業省 経産省の安全保障貿易管理課長をしております後藤と申します。よろしく申し上げます。

お手元に資料5-1があると思えます。これに基づきまして、制度の概要を簡単に御説明させていただこうと思えます。

若干専門的な中身になりますので、できるだけ分かりやすく申し上げるつもりですが、御質問があればよろしく申し上げます。

1 ページ、安全保障貿易管理の目的・規制対象として書かせていただいています。

なかなかお耳馴染みのない制度だと思いますけれども、上の○で簡潔に書かせていただいております。

我が国を始めとする主要国では、大量破壊兵器や軍事転用可能な貨物・技術に関して、そういった貨物や技術が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリストといったところに渡ることを防ぐために、先進国を中心として、国際的なレジームという言い方をしておりますが、主要先進国が共同で一定のものについて輸出、移転を管理するという制度でございます。

具体的に規制対象として代表的な例を申し上げますと、核兵器、生物・化学兵器、それを長距離移動させる手段としての大陸間弾道弾を含むミサイル、こういった物はもちろんのこと、そういったことの製造に関する技術、また、例えば核兵器の製造に不可欠であるウランの濃縮装置の設計に関する技術といった大量破壊兵器関連の技術、これらについて国際的な共同の枠組みをもって定めてございます。

具体的にそれを担保する法律といたしまして、我々は外為法と呼んでおります下の黄色い四角に書いてある法律に基づきまして運用をしております。

具体的に、本日議論の対象になり得る条文として、25 条を書かせていただいています。国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる認められるものとして政令で定める特定の種類の技術について、特定の外国に提供することというのが関連条文でございます。

2 ページ、クラウドサービスのうち、クラウド技術自体、定義も含めて日々進化しているものでございますので、若干誤解を恐れずに簡略化して絵にしたものでございますけれども、大きくいくつかサービスがある中で、外為法との関連が想定されるケースの形態として、2 つここで例示させていただいております。

ストレージサービス、SaaS (Software as a Service) でございますけれども、左の例で申し上げますと、日の丸が付いております。日本の利用者が、大事なところは「故意に」というところなのですが、特定の相手方に対して、ここにございますような大量破壊兵器に関する技術情報を仮にアップデートしたとする。先ほど申し上げたように、そういう行為については、故意にデータを渡す意図が要るわけでございます。

それから、右にございますのは、日本のクラウドサービスを提供する事業者が大量破壊兵器に関するソフトウェアをリリースして、そのサービスを活用させること。大量破壊兵器に関するソフトとは何かということはあるかと思えますけれども、一番シンプルな例で申し上げますと、例えば核爆発に必要な爆縮を実際にシミュレートするためにソフトウェアなどが典型例としてはあるわけですが、一般的にそういったソフトが出回っているものでないことはもちろん承知の上ですが、概念としてはそういうものが当たり得るということを申し上げておきます。

最後のページでございますけれども、検討すべき論点ということで、大量破壊兵器の拡散懸念は、御存じのとおり国際情勢は大変に緊迫しておりまして、実際に化学兵器が貯蔵

されていた例も含めて、大変に国際社会でこういったことに対する注目が高まっている一方で、クラウド利用を企業、事業を提供する事業者として、双方こういったクラウド技術を使っていきたいというニーズが非常に高まっていることは、我々も十分認識しております。

本年初めより、こちらにいる CISTEC 及び関係業界の方々から、技術的な話、事業の実態、ニーズといった様々な点のお話を詳しく聞かせていただいているところでございます。先ほど申し上げたような安全保障貿易管理の法目的とするところと、一方で経済、技術進歩の実態、この両方がきちんと両立し得るような実用的な制度にすることが不可欠だと思っております、今、議論を重ねているところでございます。

主な論点として、簡単に3つだけ書かせていただいております。

1つは、規制の新たな抜け道とならないための対応ということで、クラウド技術は日々進歩しておりますけれども、故意に技術を提供する者を取り締まるのは、もちろん重要なことではありますが、様々な取引形態を想定しながら、できるだけ分かりやすい基準を作っていくことが大事だと思っております。特に巧妙なトラップで、外形上判断基準を満たしているかのような抜け道として悪用されないように、的確なルールを作るのが大事だと思っております。

それから、国際的な規制の協調ということですが、先ほど申し上げたように、安全保障貿易管理は1つの国だけが一生懸命頑張っても、結局どこかの国が情報を出してしまっていては成り立ちませんので、各国紳士協定のもと、決められたものをしっかりと守るというやり方でこれまで運用してきております。

後ほど先進諸国の御報告があると思っておりますけれども、一定の範囲でクラウドを何とか使えるようにということで、各国とも努力をしております、我々と同じように努力をしておりますところだと承知しておりますが、一方で、今、申し上げたような様々な悪意の者をどうカバーするかということに同様に悩んでいるのが現状であると承知しております。

3つ目は、物理的なサーバーがどこにあるかというところでございます。例えばシリア等の国連制裁国のようなレベルと、欧米諸国を同一視できないことは自明だと思いますけれども、今のような極端な例でない場合も含めて、そういったところをどうセキュリティーが確保されていくのかといったような点、いくつか論点があるかと思っております。こういった論点について、諸外国から情報を集めながら、また、産業界の方々のニーズをしっかりと伺いながら、経済活性化を妨げないような形でうまく制度を両立させることが目下最大の課題と思っております、今、一生懸命勉強している最中でございます。

以上でございます。

○大室委員長代理 引き続き、安全保障貿易センターから要望事項を御説明願います。

○安全保障貿易情報センター 安全保障貿易情報センター専務理事の押田と申します。今日はこういった機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

また、今、後藤課長からお話がありましたとおり、クラウドというのは産業界にとりま

しても、コスト削減と業務効率化の点で非常にインパクトのあるツールなものですから、これを何とか積極的に活用したいということでございます。

ただ、外為法が対外的に技術、プログラムを提供するということで許可制度をとっておるものですから、それとの関係でどう整理するかということでお話をずっと続けてきているという状況でございます。

私どもの方で、7月に私どもの考え方ということで要請書を出させていただいております。そのポイント、私どもの問題意識をかいつまんでお話しさせていただければと思っております。

クラウドはどういうものかということは、今もお話がありましたので、7ページをお願いいたします。こちらに問題の所在ということで書いてございます。

真ん中のところでございますが、クラウドの外為法上の扱いは不明確のため、積極利用に踏み切れずに待機状態というのが正直なところでございまして、今日はマイクロソフトにもお越しいただいておりますけれども、マイクロソフトなどは、正に一番先端を走っているものですから、お客さまからこの点を問われて、少し悩んでいるといった状況でございます。

いずれにしましても、産業界は役所の方で指針を早く出していただいて、安心して利用できる環境を整えて欲しいと。ただ、そのときに規制対象外としてほしいというのが私どもの願いではあるのですが、いろいろと要件がつく場合であっても、実態から乖離したような現実的でない要件をつけないようにしていただきたいといったお願いでございます。

8 ページです。

まず、2つパターンがありますが、1つ目のストレージサービス。これはデータを海外のサーバーに預ける、保管してもらうというサービスの方です。これは外為法との関係でいいますと、外為法はあくまでも技術・プログラムを相手に提供することを目的とする取引を規制している。このストレージサービスについては、データを預かってもらうというのが目的でございますので、この外為法の対象からは外れるのではないのでしょうかというのが、1つ問題意識でございます。

下の●でございますけれども、運用実態との関係でも、サービス運用会社に対して情報が移転するのではないかというのが問題意識として役所としてはあると思うのですが、実際サービス利用者のデータ内容をサービス運用会社がいちいち見るとか、アクセスするというのは、実際にはほとんどありませんし、技術的にも非常に大変だということもございまして、そういった実態もほとんどないはずであるということでございます。

9 ページです。

例えば情報が漏れないようにするために、データを預けるときに暗号化すればいいのではないかという議論もあるのですが、ただ暗号化してしまうといつでも引き出せるという利点がなくなってしまうと、手間暇もコストもかかりますし、それで要件をつけられてしまいますと、せっかくの利便性が失われてしまうという問題。あるいはデータの保存先

が外国であるかどうかというのは、クラウドの場合は普通認識せずにやっております、割と一般の国民の皆様もクラウドであるかさえも分からずに使っているという状況でございますので、この辺もいちいち確認するというようになってきますと、これは非常に効率性が落ちるということ。

あるいはデータ運用者がそのデータを緊急時に見るとした場合には、必ず事前通知をしろとかいったことを約款で設けるという案もあるとは思いますが、それも普通はこういのはあまりやっていないのが一般的でございますので、こういったもろもろの要件をつけられるとせっかくの利便性が失われてしまうので、何とかフリーにしていきたいというのが主な内容であります。

海外諸国でも、今、役所でも調べていただいておりますけれども、あまり規制の動きはないというのが現時点での実態でございます。

10 ページです。2つ目のパターンで SaaS と言っておりますけれども、これは国内に置いたアプリケーションを海外の利用者に使わせる場合というパターンであります、この場合には、技術の提供が伴わない、プログラムの提供が伴わない、使わせるだけのものですから、情報処理でしょうというのが私どもの問題定義でありまして、外為法との関係でここはどう考えるのでしょうかというのが1つの論点。

運用実態としましても、今、後藤課長から大量破壊兵器を開発し得るようなアプリケーションを仮に提供する場合とはいうことであつたのですけれども、実際には、現時点ではそういったものはほとんどというか、全くありませんで、会計とか、事務処理の効率化に結びつくものばかりでございます、本当にローテクがほとんどということで、規制すべき実態にも欠けるのではないかと思います。

万々一、例えばミサイルを開発するとか、濃縮ウランの遠心分離機を設計するような CAD・CAM を出力できるようなアプリケーションを提供する業者が出てきたらどうするかという、本当に悪意の者ですね。その場合には、必ず使用マニュアルとか、そういったものの提供を伴うものですから、それでとりあえずはブロックできるのではないのでしょうかという問題提起であります。

11 ページです。SaaS というのは、定型的なサービスなものですから、不特定多数のユーザーがお金さえ払えば、誰でも即時サービスが利用できるといったものでございますので、そこでいちいち顧客審査で、ここは怪しい相手ではないだろうかというのをチェックするとかいったことというのは現実的ではないものですから、そういった点の御配慮もお願いしたいということを申し上げます。

あと、海外諸国はどうかということで、現時点で明確にこの SaaS を規制対象としているところは見当たらない。アメリカの商務省がこれをやっておりますが、アドバイザリーオピニオンという形で、基本的には対象外ということを行っているものですから、それとの関係ではどう考えるかというのが1つの論点でございます。

12 ページ、まとめでございます。

いずれにしても、経営効率化に直結するものですから、是非安心して積極利用ができる環境整備を整えていただきたい。そのときに役所からすると、当然抜け道を防ぐ必要があるということで、意図的に抜け道として使うような場合は、もちろん規制をしていただくのは全く構いませんし、そういった悪質な事業者があれば是非公表していただきたい。私どもはそこはつき合わない、利用しないということでやりたいと思っております。

ただ、13ページでございますけれども、どうしても抜け穴が懸念のあまり、実質使えない条件がいろいろついてきますと、クラウドというのが使えなくなってしまうものですから、そこは是非御留意いただきたいと思えます。

それから、私どもは輸出管理をやっている、大企業とかそういったところは輸出管理の意識が非常に高いものですから、こういった場合はどうだとか、ああいった場合はどうだろうかということいろいろと悩んで、役所にも相談をしてということでやっているのですけれども、ほとんど大多数のところは中小企業も含めて、クラウドと意識さえせずに使っているということで、結局あまり要件がばんばんついてきますと、こういった真面目に取り組んでいる産業界の方が縛られて、制約をつけられてしまう。何も知らないところは、法の存在さえ知らずにどんどんやっている。それでもやはり正直者がばかをみるということになってしまうものですから、そういうことにならないようなバランスのとれた規制をお願いしたいということです。

夏からずっと役所とはやってきておまして、こういった事情については御説明をしてきておるところでございます。かなり御理解はいただいております、かなり煮詰まっておりますので、何とか役所の抜け道を防ぐという問題意識と、私どもも安心して積極的利用ができるというところのバランスで何とか着地点を見出したいということで、今やっているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大室委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質問、御意見を賜りたいと思えます。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 どうも御説明ありがとうございました。

今、お話を伺っていて、やはりこの分野というのは抜け穴のないように事前的に規制をするというのは、非常に難しいのだろうということを感じました。

先ほど御説明があったように、基本的に技術の提供を目的とする取引という形にはクラウドは当たらないから、外為法というのは原則として規制対象外にするという大きな方向性は多分つけて、ここにも御説明がありましたけれども、もしそれを悪用するようなケースが出てきたら、それは事後的にそういうケースに対して、先ほど罰則の話とかそういう話をしましたが、そこできちっと取り締まる。ここでは名前を公表するとか、多分これも1つのやり方だと思うのですが、そういう形でやっていくしか、多分やりようがないのだろうと、お話を聞いて思いました。

御指摘があったように、抜け穴、抜け穴ということであまりやると、それは事前的に規制を強めて、それは必ずどこか悪影響を与えることになるのだと思うのです。それはなるべくこういう話の場合、避けたほうがいいのかなど。そうなると、自然的に事後的に何かあった場合に、それに対して非常に厳しく処分をします。

ただ、そういうものを網羅的に探すということも、多分この世界はすごく難しいのではないかというのも素人ながらの印象なので、多分これから議論されるということだと思うのですが、フレームワークというのを非常にうまく作っていただきたいという感想です。
○大室委員長代理 ありがとうございます。

上村委員、どうぞ。

○上村委員 私も鶴委員の意見に賛成で、これは民間側もお互いをチェックするような仕組みを提案されるといいのではないかと思います。そうでないと、官の方で全部取締りをすると、コストがかかってしょうがないので、これは官民両方の協力のもとで、確かに膨大な大変な量になると思うのですが、ある程度チェックをかけるような仕組みを考案できないかと思いました。

以上です。

○大室委員長代理 他にございますか。

これは今、打ち合わせをしながら、大体どのぐらいの時間で法案の準備をされているのですか。

○経済産業省 最初に、まずクラウドといっても、ここに書いた2形態以外に様々なものがございまして、とりあえずというのも変なのですが、企業と業界のニーズが高い類型に焦点を絞って議論をしてございます。

法改正という措置を伴わずに、我々なりの考え方をガイドラインのような形で示すというのが当面の目標でございます。タイムスケジュールでいいますと、年度内には作業を終えられるような形で進もうと思っております。

それから、例えば会計ソフト等々、そもそも対象になるサービスやものというのは非常に限定的である中で、限られた機微なものをどう扱うかということですので、もともと現制度も輸出者や製造業者の自主的な取組を大前提として組まれておりますので、産業界ともよく協力して、よい制度ができるように考えていきたいと思っております。

○大室委員長代理 このクラウドの問題というのは非常に専門性の高い、だけれども、これから非常に大きくなる分野でもありますので、是非産業界の要望も酌み取るような形で、ガイドライン等をお作りいただくような形にまとめていただければと思います。

産業界の方から何かございますか。よろしいですか。

では、方法についても産業界とよくすり合わせをして、新しいガイドラインを作っていたくという形で、今日のこの会は終わらせていただきたいと思います。

安全保障貿易情報センター並びに経産省の皆様、御出席いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の議論はここまでにさせていただきたいと思います。

事務局から、次回の日程について御説明をお願い申し上げます。

○中原参事官 次回は、11月26日の月曜日、16時から開催を予定しています。場所は、また後ほど追って御連絡をさせていただければと存じます。

○大室委員長代理 それでは、今日の経済活性化ワーキンググループの会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。